

京丹後市入札監視委員会(令和3年度第2回) 議事概要

開催日時	令和4年1月25日(火) 午後1時30分～午後4時20分	
開催方法	ZoomによるWeb会議	
出席委員氏名(職業)	委員長 <small>むらお しんや</small> 村尾 慎哉 (公認会計士) 委員 <small>かくだ あきら</small> 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 教授) 委員 <small>たかはし えいじ</small> 高橋 映次 (弁護士)	
議事概要	1 開会あいさつ (<small>なかにし</small> 中西総務部長) 2 議事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 3 次回抽出委員の選出 高橋委員を選出 4 次回開催日程の調整 5 その他 6 閉会あいさつ (<small>やまもと</small> 山本入札契約課長)	
審議対象期間	令和3年4月1日 ～ 令和3年9月30日	
抽出案件	総件数 8件	(備考) 対象件数 131件
一般競争入札	4件	
公募型指名競争入札	—	
通常指名競争入札	1件	
随意契約	3件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。</p> <p>ただし、同額による抽選で落札者が決定する入札が多い現状について、業者がどう思っているのかヒアリングをしていただく等、入札制度の改善に向けて取り組んでいただきたいこと。</p> <p>入札では最低制限価格があり、随意契約では最低制限価格がない現状について、改善することができないのか検討していただきたいこと。</p> <p>他の地方公共団体の入札制度について、調べていただき、報告していただきたいこと。</p>	

別紙

「2 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 新治地区内漏水に伴う配水管布設替工事・・・一般競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回答等
<p>○入札結果について</p> <p>同日の同種工事がすべて抽選による落札となっているが、よくある結果として捉えてよいのか。</p>	<p>水道管布設工事については、入札公告時に提示している見積単価等に基づき積算すれば、最低制限価格を出すことは可能です。</p>
<p>○工事内訳書について</p> <p>入札参加業者の工事内訳書の内容は同じであったのか。</p>	<p>詳細までは確認できていないが、入札金額が同じなので、おそらく同じような積算ができていると思います。</p>
<p>○抽選について</p> <p>抽選の手続きは非常に簡単な作業なのか。</p>	<p>業者が応札時に入れた3桁の好きな数字に、開札時にシステム上でランダムに決められた数字を足した合計を業者数で割った余りの順番で応札した業者に決定するという仕組みになっています。</p>
<p>○入札制度について (1)</p> <p>最低制限価格で抽選する案件が多く、非常に無駄が多いように思うが、もう少し合理的に少ない手間で業者が決まるような検討は進まないのか。</p>	<p>国土交通省からは予定価格を事後公表するよう指導がありますし、事前公表すると、積算能力がない業者も応札して取れてしまうため、現在のやり方を変えていくのはなかなか難しいのではないかと考えています。</p>
<p>○入札制度について (2)</p> <p>同額による抽選で業者が決まってしまう、工事内容や価格での競争原理が働いていないことについて、良くないことであるという認識はあるのか。</p>	<p>情報については契約後にオープンにしており、単価等については入札公告時に公開している結果、業者の積算能力が高くなり抽選になっているということであり、決して良くないことであるという認識ではなく、決められたルールに則った結果であると捉えています。</p> <p>これについて、抽選をなくすための仕組みにするということはあまり積極的に検討していませんが、何か違った取り組みができないかという課題意識は持っています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○入札制度について (3) (意見)</p> <p>事実上、価格が決まっています、競争原理が働いていないため、良くない状況であり、結果的に抽選が大量に発生するのであれば、予定価格の事後公表の意味もあまりないため、もう少し問題意識を持った方がよい。</p> <p>仕組上、こういう結果になるのは仕方がないが、他の仕組みがないかは他の自治体等の状況を確認してみた方がよい。</p>	<p>(意見であるため、回答はなし。)</p>
<p>○路面標示について</p> <p>「止まれ」の路面標示を剥がさないといけなかったり、道路全体を掘らないといけなかったりする時は、道路を舗装した後に、この路面標示を描くための費用を最初から含めて設計しているのか。</p>	<p>本復旧する際、この路面標示を新しく敷き直しており、その費用も含めて設計しています。</p>

2 中野浄水場更新工事 (土木Ⅱ期) … 一般競争入札

※ 契約金額が大きい案件。

意見・質問	回答等
<p>○最低制限価格について (1)</p> <p>物価資料や見積単価等を基に予定価格を算定し、その予定価格に掛け率を掛けて最低制限価格を算定するのか。</p>	<p>その通りです。</p>
<p>○最低制限価格について (2)</p> <p>その掛け率は公表しているのか。</p>	<p>公表しています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○工事内容について</p> <p>契約金額が大きいため、工事内容が複雑なのかと思っていたが、単純な作業の工事ということか。</p>	<p>その通りです。</p>
<p>○予定価格について (1)</p> <p>予定価格の算定は公表している単価等を掛けていけば、誰でも計算できるのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○予定価格について (2)</p> <p>一般管理費も正確に算定できてしまうのか。</p>	<p>積算基準として計算式がありますので、一般管理費も正確に算定することは可能です。</p>
<p>○総合評価落札方式について (1)</p> <p>今回の案件で総合評価落札方式を採用するのは難しいのか。</p>	<p>市町村レベルの工事では、特殊な工事がほとんどないのが現状で、総合評価で業者を選定するところまではいかないのではないかと考えています。</p>
<p>○総合評価落札方式について (2)</p> <p>どういう工事なら総合評価落札方式ができそうなのか。</p>	<p>道路の造成等の大規模な土工の工事で、三次元の図面を使い、機械も自動化で行うようなものが総合評価落札方式で行われているというのは聞いたことがあります。</p>
<p>○総合評価落札方式について (3)</p> <p>市の規程上は総合評価落札方式ができることになっているのか。</p>	<p>なっていません。</p>

3 浅茂川地区管渠布設工事その12・・・一般競争入札

※ 災害復旧事業協力者支援工事を兼ねており、落札率が100%であった案件。

意見・質問	回答等
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (1)</p> <p>取りぬけの業者はこれまでの災害復旧事業協力者支援工事のいずれかで落札しているということか。</p>	<p>すべてではありませんが、すでに災害復旧事業協力者支援工事を落札している業者もいます。</p>

意見・質問	回答等
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (2)</p> <p>災害復旧事業協力者支援工事の対象業者は、今回の工事の開札日の時点で2者だけということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (3)</p> <p>4本の災害復旧事業協力者支援工事を兼ねた工事のうち、なぜ2本目は1本目の落札業者だけ取りぬけで、3本目は災害復旧事業協力者支援工事の対象業者以外が取りぬけになるのか。</p>	<p>4本の工事のうち、災害復旧事業協力者支援工事の対象業者2者は落札できる仕組みとしており、2本目までにその対象業者2者が落札しなかったため、3本目はその対象業者2者のみとなっています。</p>
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (4)</p> <p>今回の案件を入札している意味があまり感じられないが、入札しないといけないのか。</p>	<p>今回の仕組みは競争性を持たせるために行っており、1本目や2本目で災害復旧事業協力者支援工事の対象業者が落札していれば、結果は変わってきたと考えています。</p>
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (5)</p> <p>今回の仕組みの場合、実質的には3本目から競争原理が働かなくなるのか。</p>	<p>1本目や2本目で災害復旧事業協力者支援工事の対象業者が落札しないと、そういう結果になります。</p>
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (6)</p> <p>4本の災害復旧事業協力者支援工事を兼ねた工事の開札の順番については、入札参加業者は事前にわかるのか。</p>	<p>入札公告に開札時間が出ていますので、わかります。</p>
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (7)</p> <p>災害復旧事業協力者支援工事の対象業者としては、1本目、2本目を捨てて、3本目、4本目を2者で競争するという考え方もできるということか。</p>	<p>そういう考え方もできます。ただし、その対象業者が1本目、2本目で落札すれば、3本目は2者の競争ではなくなります。</p>

意見・質問	回答等
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (8)</p> <p>開札の順番としては、後になるにつれて工事金額が低くなるので、1本目、2本目を捨ててしまうと、災害復旧事業協力者支援工事の対象業者としては、工事金額の低い工事しか落札できなくなるということか。</p>	<p>その通りです。</p>
<p>○開札の順番について</p> <p>開札は工事金額の高い順から行うと決まっているのか。</p>	<p>一般的にはそのようにしています。</p>
<p>○入札金額について</p> <p>今回の案件は2者とも予定価格で並んでいるが、これは予定価格にしないと無理だろうと思ったからか。</p>	<p>理由はわかりませんが、2者とも予定価格と同額で応札しています。</p>
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (9)</p> <p>4本の災害復旧事業協力者支援工事を兼ねた工事の2本目の最低制限価格と3本目の予定価格ではどちらが高いのか。</p>	<p>2本目の最低制限価格です。</p>

4 令和3年度 市道家下三号線道路改良工事・・・一般競争入札

※ 災害復旧事業協力者支援工事を兼ねており、落札率が99.99%であった案件。

意見・質問	回答等
<p>○入札制度について (1)</p> <p>入札参加業者が1者であるが、その業者が予定価格以上の金額で応札したときは失格になるのか。</p>	<p>再入札になります。</p>

意見・質問	回答等
<p>○入札制度について (2)</p> <p>再入札しても、入札参加業者が 1 者しかいないからその業者が落札することになるのか。</p>	<p>再入札で次の日にもう 1 回応札して、その結果で落札するのか取りやめになるのかが決まります。</p>
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (1)</p> <p>災害復旧事業協力者支援工事の対象業者 2 者について、1 本目、2 本目の案件は最低制限価格で応札しているのか。</p>	<p>最低制限価格で応札しています。</p>
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (2)</p> <p>災害復旧事業協力者支援工事の対象業者としては、1 本目、2 本目も最低制限価格で取りに行ったが、抽選で負けてしまい、3 本目、4 本目はその対象業者 2 者だけとなり、今回は取りこぼせないから予定価格近くで応札したのではないかということか。</p>	<p>そういうことになるのではないかと思います。</p>
<p>○入札制度について (3)</p> <p>今回の案件で最低制限価格未満の金額で応札したらどうなるのか。</p>	<p>業者は失格となり、入札は取りやめとなりますし、その業者は災害復旧事業協力者支援工事の対象業者としての権利もなくなります。</p>
<p>○入札制度について (4)</p> <p>入札が取りやめとなった場合、再度入札することになるのか。</p>	<p>工事担当課が判断することになりますが、再入札するか期間がないから随意契約にするのかということになってくるかと思います。</p>
<p>○災害復旧事業協力者支援工事について (3)</p> <p>災害復旧事業協力者支援工事の対象業者は、1 本目、2 本目の案件を棄権してもよいのか。</p>	<p>考え方としてはあるのかもしれませんが、今回は応札しています。</p>

5 令和2年度 市道余ル部線道路改良工事その4・・・指名競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回答等
<p>○落札率について</p> <p>最低制限価格が他の案件より高めになっているのは、掛け率を掛けない費目があるということか。</p>	<p>今回はアスファルト殻の処分費用があることから、処分費用が一定の割合以上になりますと、諸経費の対象外という積算になりますので、諸経費が安く算出されるということになります。</p>
<p>○予定価格について</p> <p>アスファルト殻の処分費用は予定価格に入っているのか。</p>	<p>直接工事費には入っています。</p>
<p>○入札制度について（意見）</p> <p>かなりの精度で最低制限価格が出せるような工事に対して、業者がすべて見積もり作業をやっているとすると、かなり膨大な時間が費やされており、もったいない。入札制度としては問題ないとは思いますが、これだけ抽選になっていると、入札している意味があまりないような気がする。</p>	<p>（意見であるため、回答はなし。）</p>

6 京丹後市立網野北小学校トイレ改修工事（建築主体工事）・・・随意契約

※ 初度の一般競争入札において、入札参加者が最低制限価格未滿で失格したため、入札が不調となり、再度、指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合、関連工事の工程に影響を及ぼし、予定期限内の完成が困難となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○入札不調の要因について（1）</p> <p>建具改修関係の金額が安く見積もられていたとの説明であるが、入札参加業者3者ともか。</p>	<p>3者ともです。</p>

意見・質問	回答等
<p>○入札不調の要因について (2)</p> <p>設計図面で指示していたら、建具改修関係の金額もそんなに変わらないと思うが、なぜ安くなったのか。</p>	<p>建具を改修するトイレブースについては、全体が見積もりによる設計となっていますので、業者間の取引条件や納期等により安くなったのではないかと考えています。</p>
<p>○入札不調の要因について (3)</p> <p>設計図面で提示している情報が不足しているから建具改修関係の金額が安くなったのではないのか。</p>	<p>建具の内容等は設計図面に表記しているとおりで、内容等に不備はなかったと考えています。</p> <p>入札金額については、業者が見積もりを取られる状況によって金額が変動したのではないかと考えています。</p>
<p>○最低制限価格について (1)</p> <p>安くできる業者があるのに、最低制限価格未満で失格となり、結果的に高くなった契約金額での発注になっていることについて、おかしいという認識はまったくないのか。</p>	<p>最低制限価格を設定している意味から考えますと、業者の保護ということで致し方ないことではないかと考えています。</p>
<p>○最低制限価格について (2) (意見)</p> <p>安ければ何でもいいとなると、質の担保の問題や過当競争になってしまうので、最低制限価格の出し方の議論はあるとはいえ、最低制限価格を下回った場合は失格にするということはやむを得ないと思う。</p>	<p>(意見であるため、回答はなし。)</p>

7 京丹後市立大宮中学校特別教室空調化等改修工事（電気設備工事）・・・ 随意契約

※ 初度の一般競争入札において、入札参加者が最低制限価格未満で失格したため、入札が不調となり、再度、指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合、関連工事の工程に影響を及ぼし、予定期限内の完成が困難となることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○最低制限価格について (1)</p> <p>随意契約での採用金額が初度の入札時の最低制限価格を下回っているのは、最低制限価格を設定している意味からするとおかしいのではないか。</p>	<p>随意契約では、最低制限価格を設定するという決まりがないため、設定していません。</p>
<p>○最低制限価格について (2) (意見)</p> <p>最低制限価格が何のために設定されているかがすごく曖昧になっている気がする。</p>	<p>(意見であるため、回答はなし。)</p>
<p>○最低制限価格について (3)</p> <p>随意契約では最低制限価格を設定していないが、採用金額の下限の基準はあるのか。</p>	<p>考え方の1つとしましては、予算決算及び会計令において、予定価格が1,000万円を超える工事の請負契約の場合という条件は付きますが、契約内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準としまして、最低の割合が予定価格の75%と示されていますので、そのような基準を目安にして確認していくということも今後検討していく必要があるのかもしれないとは考えています。</p>
<p>○最低制限価格について (4)</p> <p>現段階では、随意契約の採用金額が初度の入札時の最低制限価格を下回る価格であっても、履行に問題がないかは確認していないということか。</p>	<p>はい。</p>
<p>○見積金額と入札金額の差について (1)</p> <p>随意契約の採用金額が初度の入札金額の約1.5倍も増額しているが、キュービクルの見積もりの違いでこれだけ差が出るものか。</p>	<p>今回金額が大きく変わっているため、契約後に採用業者に確認しましたところ、学校の冬休みの期間に工事をしないといけなことからキュービクルや分電盤の機器関係の納期があまりないため、改めて見積もりを詳細に確認した結果、金額が上がったと聞いています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○見積金額と入札金額の差について (2)</p> <p>納期があまりないことは、初度の入札時には想定外であったのか。あまりに差額が大きいため、何らかの情報提供不足があったのではないのか。</p>	<p>初度の入札時から図面に条件は表記していますので、情報提供不足はなかったと考えています。</p>
<p>○見積金額と入札金額の差について (3)</p> <p>初度の入札時から条件は変わっていないのに、約 1.5 倍も増額していることは一般的な判断として妥当なのか。</p>	<p>元々キュービクルの金額が大きいですし、分電盤も含めた全体を通しての増額ですので、金額については問題ないと考えています。</p>

8 令和 3 年度 京丹後市防災行政無線弥栄町屋外拡声子局等更新工事 …… 随意契約

※ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないとき）の規定に基づき随意契約を行い、落札率が高く、契約金額が大きい案件。

意見・質問	回答等
<p>○防災行政無線について</p> <p>平成 18 年から 20 年にかけて現行の防災行政無線を構築されたが、これまでで運用や機械の動きに問題はなかったか。</p>	<p>大きな不具合はありません。</p>
<p>○採用業者について</p> <p>もし採用業者がなくなったら、現行システムは使えなくなるのか。</p>	<p>採用業者以外で現行システムを扱える業者はいないと認識していますので、その時は全く新しい設備を導入することになるかと思います。</p>
<p>○防災行政無線導入時の業者選定について</p> <p>平成 18 年から 20 年の現行システム導入時の業者選定は、業者の継続性を考慮に入れて選定しているのか。</p>	<p>導入に際し、保守や長期的な運用を考慮した上で業者を選定し、指名競争入札により業者を決定しています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○予定価格について 採用業者から参考見積もりを徴取し、予定価格を算定したのか。</p>	<p>その通りです。</p>
<p>○採用金額について 採用金額が予定価格より安くなっているのは、なぜか。</p>	<p>契約金額が大きく、1者による随意契約であることや保守も必要であることから、本見積もりを徴取する際、価格交渉を行った結果であると考えています。</p>
<p>○価格交渉について (1) 価格交渉による割引率は、年々大きくなっているのか。</p>	<p>昨年度の工事と比べますと、今年度の方が割引率は大きくなっていますが、その年々によって違います。</p>
<p>○価格交渉について (2) 具体的にはどのような交渉を行っているのか。</p>	<p>毎年の保守管理業務に加え、当初整備を行った機器が更新時期を迎え出しており、今後も高額な設備の更新工事を予定していることや市の財政が厳しいこと等を理由に価格を抑えていただくよう交渉しています。</p>

「2 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回答等
(特になし)	

2 談合情報対応状況の報告

内容
今回はありません。